

これで文化財は守れますか？

神奈川県は平成 23 年度以降の埋蔵文化財体制に危機感

神奈川県教育委員会は変革を文化財保護のチャンスにできるか！

埋蔵文化財は正しく未来へ伝えていかななくてはなりません。

神奈川県は新体制の構築を、文化財を正しく未来へ伝えるためのものにしてください。

平成 17 年の「(財) かながわ考古学財団は第 3 セクター以外の法人へ移行」という知事発表からすでに 4 年半が経過しようとしています。新体制のスタートは平成 23 年の 4 月から。あと残すところ 10 ヶ月程度です。

神奈川県の埋蔵文化財新体制に関する検討はどこまで進んだのでしょうか。神奈川県は全国に向けて、しっかりと説明しなければいけません。

◆ 埋蔵文化財の監理はできますか？

神奈川県教育委員会は、監理を充実させる方向で最終的な新体制を構築しようとしています。しかしその根幹となる骨子は何も示されていません。

監理のためにチェックをしていくとしていますが、経過を確認できずに結果を判断するためだけのものとなってしまってはいけません。これでは結果的に悪かったという事例も将来出てしまうでしょう。途中経過がしっかり監理できる体制作りが必要です。

監理とは事業者並びに発掘主体まで全てが対象のはずですが、その構築があと 10 ヶ月でできますか？。文化財の未来を潰さないでください。

◇ 監理の人員は増やせますか？

監理には人員増が必要です。今のような少ない神奈川県の埋蔵文化財の人員体制では、適正に監理をするためには過重労働となることは目に見えています。

あと 10 ヶ月で適正な監理体制を構築しなくてはいいませんが、神奈川県教育委員会はそれができますか？。

◆ 行政の役割は何ですか？

監理をしいる調査主体が、発掘の途中で主体が倒産してしまった場合、遺跡が救われることを確約できますか？。市場原理の導入によって、遺跡の調査が細切れになる可能性はありませんか？。記録保存であれば発掘調査から報告書作成、そしてその後の資料活用まで、しっかりと対応できる体制をあと 10 ヶ月で構築できますか？。

◇ 説明は矛盾していませんか？

神奈川県内で行われる公共事業に関係した発掘調査の一部に、市場原理を導入するようですが、これまで説明してきた埋蔵文化財は実費弁償で実施ということと矛盾していませんか？。埋蔵文化財そのものは何も変わっていないのですから、文化財保護の視点から新体制を構築しなくてはいいはずですが。

神奈川県はいったい何のために財団法人かながわ考古学財団を造ったのですか？



丸投げで
文化財は
守れない。

神奈川の文化財の未来を考える会

〒220-0051 横浜市西区中央 2-11-5-402

TEL 090-1855-8608 ※署名・支援等に関するお問い合わせは上記まで。

●ホームページを公開しています。

<http://www.kanagawabunkazai.jp/top.htm>